

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

社団法人京都府木材組合連合会
平成18年8月29日制定公表
平成21年8月10日改正
平成25年8月 2日改正公表

第一 目的

本実施要領は、社団法人京都府木材組合連合会（以下「府木連」という。）が平成25年8月2日に作成し、公表した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下「合法性ガイドライン」という。）」に示された「森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明」平成21年2月15日に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認・及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。
- 2 認定は府木連の会員を対象とし、会員でないものの認定については 必要があれば別途定める。

第三 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 この実施要領に基づき事業者の認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を府木連に提出しなければならない。
- 2 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請等に関する費用は、別に定める。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 府木連は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 府木連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないように分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 府木連は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して【別記2】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書(以下「事業者認定書」という。)」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号、認定年月日を府木連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に認定番号及び合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 別途証明書を作成する場合の証明書の様式は【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木材製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、府木連に報告する。
- 2 府木連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

府木連は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、府木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど府木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 府木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を府木連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 府木連は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の継続認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書(継続)」を府木連に提出しなければならない。

- 附則
- 1 本実施要領は、平成25年8月2日から施行する。
 - 2 実施要領第四の第1項に定める審査委員会は、正・副会長及び専務理事を充てる。
 - 3 認定料1万円とする。(3年間。維持管理料は無料)